

日中サービス支援型共同生活援助事業の評価について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）とは

障害者の重度化・高齢化に対応するために平成 30 年に創設された共同生活援助の一類型で、事業所の従業者が 24 時間支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行う。また、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

なお、利用者のニーズに応じ、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

地域自立支援協議会における流れ

地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地域自立支援協議会において年に 1 回、事業者より事業実施状況等の報告を受け、評価、要望、助言を行う。

事業所

事業所名（実施主体）：ウィズライフ創（株式会社いぶき）

所在：宇部市妻崎開作 1014-3

定員：ウィズライフ創A棟 9名 ウィズライフ創B棟 10名

短期入所 1名

指定年月日：令和2年2月1日

人員配置

常時の支援体制を確保するため、共同生活住居ごとに、昼夜を通じ 1 人以上の世話人又は生活支援員を配置。

対象者

重度化・高齢化のため、生活介護や就労継続支援などの日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

報酬

日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられ、1日単位で選択する仕組みとなっている。

評価の観点

- (1) 常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるか。
- (2) 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。
- (3) 日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。
- (4) 特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行うものと緊密な連携を図っているか。